

特定非営利活動法人L a M a n o
役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人L a M a n o（以下「本法人」という）定款第18条に基づき、役員の報酬ならびに費用に関する必要な事項を定める。

(役員)

第2条 この規程で定める役員とは、本法人の理事及び監事をいう。

(報酬及び費用の支給)

第3条 本法人は、常勤、非常勤にかかわらず、役員は無報酬とする。
ただし交通費等の実費を支給することができる。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則 この規定は2022年6月27日から施行する。

「クラフト工房 La Mano」 職員給与規程

(2003. 2. 22制定)

(2008. 3. 5一部改正)

(2010. 3. 26一部改正)

(2017. 1. 1一部改正)

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 特定非営利活動法人La Mano（以下「法人」という。）職員就業規則第42条の規定により、職員の給与について、本規程の定めるところによる。

2 前項の職員とは、職員就業規則第6条により採用された者をいう。

(均等待遇)

第2条 職員の国籍、信条、または社会的身分を理由として差別的取扱いをしない。

(男女同一賃金)

第3条 職員の性別を理由として給与について差別的取扱いをしない。

(給与の種類)

第4条 職員の給与は、本棒及び諸手当とする。

(給与の締切)

第5条 給与の締切期間は前月16日から当月15日までとする。

(給与の計算方法)

第6条 所定の勤務時間の全部又は一部について業務に従事しなかった場合は、その従事しなかった時間に対する給与は支給しない。ただし、本規程または就業規則等に別段の定めのある場合はこの限りでない。

(給与の支払日)

第7条 給与は毎月、月末に支給する。ただし、当日が休日及び金融機関の非営業日の場合はその前日とする。

(非常時払)

第8条 前条の規定にかかわらず、次の各号の1に該当する場合には職員又は遺族の請求があれば給与支払日前であっても既往の労働に対する給与を支給する。

- 1) 職員の出産、疾病、災害及びやむを得ない事由があると施設長が認めたとき
- 2) 職員の収入によって生計を維持する者が結婚・出産・疾病・災害等、やむを得ない事由があると施設長が認めたとき
- 3) 職員が死亡・解雇又は退職した場合
- 4) 前号のほか、やむを得ない事情があると施設長が認めたとき

(給与の支払方法)

第9条 給与は通貨で直接職員にその全額を支給する。ただし、法令に別段の定めがあるもの及び職員の過半数を代表するものと書面により協定したものについては、支払いのときに控除する。

第2章 本棒

(給与形態・本棒月額)

第10条 職員の本棒は月額制とする。

- 2 職員の本棒月額は、別表で定める給与表による。ただし、特別の事情により給与表により難しい場合はその都度定める。

(初任給)

第11条 職員の本棒の初任給は原則として別表に準じ、職員の年齢、能力、技能及び職務内容等を勘案して各人ごとに理事会で決定する。

(休職期間中の給与)

第 12 条 職員就業規則第 10 条に規定する休職期間中の給与は次の通りとする。

- 1) 職員就業規則第 10 条第 1 項第 1 号による休職については、休職期間が 3 ヶ月間は引き続き規程通り支給し、その後は支給しない。
- 2) 職員就業規則第 10 条第 1 項第 2 号による休職については、休職発令日をもって給与は支給しない。

第 3 章 昇給

(昇給の種類)

第 13 条 昇給は本棒について行い、定期昇給、特別昇給及び臨時昇給とし、勤務成績、技能、功績、その他の事項を考慮して行う。

(定期昇給)

第 14 条 定期昇給は、原則として毎年 1 回 4 月に行う。

(特別昇給・臨時昇給)

第 15 条 特別昇給又は臨時昇給は、特別又は臨時に必要があると認めたとときに行う。

第 4 章 諸手当

(手当の種類及び額等)

第 16 条 常勤職員に対し、別表に定める通り、手当を支給する。

第 5 章 賞 与

(賞与)

第 17 条 常勤職員に対し、別表に定める通り、賞与を支給する。

第 6 章 旅費

(旅費)

第 18 条 職員が業務のため出張命令を受けて旅行する場合は、最短距離の交通費と宿泊を要する場合はその宿泊費の実費を支給する。

第 7 章 雑則

(改正)

第 19 条 この規定の改正は、職員の代表者の意見を聴いた上、理事会の議決により行う。

(附則)

この規定は 2003 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は 2008 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は 2010 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は 2017 年 1 月 1 日から施行する。

基本給：クラフト工房 LaMano 給与表（基準 東京都職員給与表×95% A表）による。

東京都職員給与表が改定された場合、給与表を改定する場合がある。

諸手当

(固定手当)

| | 名称 | 支給対象者 | 額または率 |
|---|--------|--|-----------------------|
| 1 | 管理者手当 | 施設長 | 月額本棒 15% |
| 2 | 管理者手当 | 事務長 | 月額本棒 10% |
| 3 | 技能手当 | 作業業務管理者（染・織）／作業準備に関する残業を含む | 月額 1,000円～ 30,000円 |
| 4 | 資格手当 | 国家資格（社会福祉士）及びサービス管理責任者 | 月額 ～20,000円 |
| 5 | 扶養手当 | (1) 配偶者（内縁関係を含む）を扶養する者 | 月額 15,000円 |
| | | (2) 18歳未満を扶養する者（2子を限度とする） | 月額 5,000円 |
| 6 | 住居手当 | (1) 扶養家族を有する世帯主（前号の受給者） | 月額 8,000円 |
| | | (2) 扶養家族のない世帯主および準ずる者 | 月額 7,000円 |
| 7 | 休日出勤手当 | 染講習で休日に出勤する者（月1回） | 月額 8,000円 |
| 8 | 通勤手当 | <p>通勤距離実測の片道を基準に下記のように支給する</p> <p>(1) 公共交通機関を利用する者：6か月定期券実費（年2回支給）</p> <p>(2) 交通用具使用者（自家用車）</p> <p>(社)日本自動車工業会が出しているガソリン乗用車の平均燃費推移（自工会）10.52 km/ℓ ガソリン代金（東京都 レギュラー平均価格 127円/ℓ 2009.12.7～2010.3.1 石油情報センター情報による）</p> <p>以上のデータより、リットルあたり10キロ、一リットル130円で換算 一キロ13円で計算する。（ガソリン代の大幅な変動がある場合はその都度検討する）</p> <p>1か月ガソリン代 = (自宅～La Manoの距離) × 13円 × 2（往復分） × 出勤日数</p> <p>(3) 交通機関と交通用具併用の場合（交通機関利用限度額まで）</p> | |

(割増手当等)

| | | | |
|--|-------|------------------------|-----------|
| 1 | 時間外手当 | 管理者手当または技能手当受給者を除く(全員) | 1.25 × 時間 |
| | | 法定労働時間を超えて勤務をしたとき | |
| 2 | 深夜手当 | 全員 | 0.25 × 時間 |
| | | 22:00~5:00の間に勤務したとき | |
| <p>法定時間外勤務が深夜に行われた場合は、それぞれを合算したものを支払う。</p> <p>1ヶ月の起算日は16日とし、1年の起算日は3月16日とする。</p> | | | |

賞与支給について

| | 支給日 | 支給率(基本給に基づき 算出する) |
|--|--------|----------------------|
| 夏期 | 7月10日 | 1.5か月 |
| 冬期 | 12月10日 | 2か月 |
| 年度末 | 3月10日 | 1か月 |
| <p>支給日が土・日・祝日の場合は前日の平日に支給する。</p> <p>施設の業績、財務状況等により勘案、支給額、支給日等を変更することがある。</p> | | |

クラフト工房 LaMano 給与表 (基準 東京都職員給与表×95% A表)

| | 一般(初級) | 一般(上級) | 指導職 | 管理職 | 施設長 |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 号級 | 給与月額 | 給与月額 | 給与月額 | 給与月額 | 給与月額 |
| 1 | 132,800 | 132,800 | 192,600 | 216,000 | 249,100 |
| 2 | 134,900 | 134,900 | 196,200 | 219,800 | 253,200 |
| 3 | 137,000 | 137,000 | 200,200 | 223,700 | 257,500 |
| 4 | 139,100 | 139,100 | 203,800 | 227,500 | 261,600 |
| 5 | 141,200 | 141,200 | 207,700 | 231,500 | 265,900 |
| 6 | 143,300 | 143,300 | 211,500 | 235,400 | 270,200 |
| 7 | 145,400 | 145,400 | 215,300 | 239,400 | 274,700 |
| 8 | 148,100 | 148,100 | 219,200 | 243,500 | 279,200 |
| 9 | 150,900 | 150,900 | 222,900 | 247,500 | 283,500 |
| 10 | 155,100 | 155,100 | 226,700 | 251,600 | 288,000 |
| 11 | 159,600 | 159,600 | 230,600 | 255,700 | 292,500 |
| 12 | 163,400 | 163,400 | 234,300 | 260,000 | 297,100 |
| 13 | 167,200 | 167,200 | 238,300 | 264,100 | 301,600 |
| 14 | 171,200 | 171,200 | 242,000 | 268,300 | 306,200 |
| 15 | 175,100 | 175,100 | 246,000 | 272,600 | 310,800 |
| 16 | 178,800 | 179,400 | 250,100 | 277,100 | 315,600 |
| 17 | 182,600 | 183,700 | 254,000 | 281,300 | 320,200 |
| 18 | 186,200 | 187,500 | 257,800 | 285,700 | 325,100 |
| 19 | 190,000 | 191,200 | 261,500 | 290,000 | 329,700 |
| 20 | 193,400 | 194,900 | 265,200 | 294,400 | 334,200 |
| 21 | 197,100 | 198,600 | 269,000 | 298,800 | 338,400 |
| 22 | 200,400 | 202,400 | 272,700 | 303,400 | 342,700 |
| 23 | 203,800 | 206,000 | 276,400 | 307,700 | 347,000 |
| 24 | 207,200 | 209,800 | 280,000 | 312,100 | 351,500 |
| 25 | 210,400 | 213,300 | 283,700 | 316,300 | 355,700 |
| 26 | 213,700 | 217,000 | 287,400 | 320,600 | 360,000 |
| 27 | 217,100 | 220,600 | 291,000 | 324,800 | 364,300 |
| 28 | 220,300 | 224,300 | 294,400 | 329,000 | 368,200 |

※初任給格付けは理事会が決定する(給与規程第11条)

上記についての改正については理事会において承認され、常勤職員に周知されていることを証明いたします。

法人名 特定非営利活動法人 L a M a n o
 代表者名 理事長 高芝 一民

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

| | | | |
|-----|----------------------|------|------------------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人L a M a n o | 事業年度 | R4年4月1日～R5年3月31日 |
|-----|----------------------|------|------------------|

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

| 収 益 源 泉 の 内 訳 | 金 額 |
|---------------|---------------|
| 正会員受取会費 | 305,000 円 |
| 賛助会費 | 418,000 円 |
| 訓練等給付費収益 | 67,083,490 円 |
| 就労支援事業収益 | 23,577,649 円 |
| その他福祉サービス事業収益 | 3,232,265 円 |
| 伝統工芸アート事業事業収益 | 408,112 円 |
| 受取補助金 | 10,194,000 円 |
| 受取助成金 | 728,324 円 |
| 受取寄附金 | 10,164,437 円 |
| 受取利息 | 590 円 |
| 雑収益 | 121,664 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| 合 計 | 116,233,531 円 |

(2) 借入金の明細

| 借 入 先 | 金 額 |
|-------|-----|
| なし | 0 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| 合 計 | 円 |

(3) その他

| |
|----|
| なし |
| |
| |

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

| 氏 名 | 寄 附 金 額 | 受 領 年 月 日 |
|-------|---------|-----------|
| 該当なし | 円 | |
| ----- | 円 | |
| ----- | 円 | |
| ----- | 円 | |
| ----- | 円 | |
| ----- | 円 | |
| ----- | 円 | |
| ----- | 円 | |
| ----- | 円 | |
| ----- | 円 | |
| ----- | 円 | |
| ----- | 円 | |
| ----- | 円 | |
| ----- | 円 | |
| ----- | 円 | |
| ----- | 円 | |
| ----- | 円 | |
| ----- | 円 | |
| ----- | 円 | |
| ----- | 円 | |

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1) (以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

| 氏名 | 職名 | 法人との関係 (注2) | 報酬・給与の 区分 | 支給期間等 | 支給金額 |
|----|----|----------------|--------------|------------------------|------------|
| | | | 給与 | 令和4年4月1日～ 令和5年3月31日 | 8,245,513円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

| | |
|------------|------------------------|
| 集計期間 | 令和4年 4月 1日 ~ 5年 3月 31日 |
| 給与を得た職員の総数 | 左記の職員に対する給与総額 |
| 24人 | 49,320,984円 |

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

| | | |
|---|-----------------|-------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人LaMano | チェック欄 |
| 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと | | ✓ |

イ

| 区分 | 項目 | 役員数 | 最も人数が多い「親族等」のグループの人数 | 割合 (②÷①) | 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 | 割合 (④÷①) |
|-----|----------------|-----|----------------------|-------------|---|-------------|
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| ㉑ | 4年4月1日～5年3月31日 | 8人 | 0人 | 0% | 0人 | 0% |
| ㉒ | 年月日～年月日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| ㉓ | 年月日～年月日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| ㉔ | 年月日～年月日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| ㉕ | 年月日～年月日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| ㉖ | 年月日～年月日 | 人 | 人 | % | 人 | % |
| 申請時 | | 人 | 人 | % | 人 | % |

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

| 各社員の表決権が平等である | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | ㉖ | 申請時 |
|----------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 上記を証する書類の名称とその内容等 | はい | はい | はい | はい | はい | はい | はい |
| 定款第27条第1項に「各正会員の表決権は平等なものとする」と規定 | いいえ | いいえ | いいえ | いいえ | いいえ | いいえ | いいえ |

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

| ハ | | | | | | | |
|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 項 目 | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | ㉖ | 申請時 |
| 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |
| 帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ | はい いいえ |

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

| ニ | | | | | | | |
|---------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 項 目 | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | ㉖ | 申請時 |
| 費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

| 項 目 | 記 載 要 領 | 注 意 事 項 |
|------|--|---|
| イの各欄 | 区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。 | |
| ロの各欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。 | 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。 |
| ハの各欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。 | ① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。 |
| ニの各欄 | 該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。 | |

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

| 法人名 | 特定非営利活動法人LaMano | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | ㉖ | 申請時 |
|--|-----------------|----|---|---|---|---|---|-----|
| 役員数 | | 8人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| (1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数 | | 0人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| (2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数 | | 0人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

| 役員 の 内 訳 | | | | | | | | | | | |
|----------|----|----|-----|--------|---|---|---|---|---|---|-----------------------------|
| 氏名 | 住所 | 職名 | 続柄等 | 就任等の状況 | | | | | | | 就任・退任年月日 |
| | | | | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | ㉖ | 職 | |
| 高芝 一民 | | 理事 | | ○ | | | | | | | 平成20年4月1日就任 |
| 五十嵐 幹夫 | | 理事 | | ○ | | | | | | | 平成20年4月1日就任 |
| 枝松 和子 | | 理事 | | ○ | | | | | | | 平成20年4月1日就任 |
| 高野 賢二 | | 理事 | | ○ | | | | | | | 平成20年4月1日就任 |
| 原田 和幸 | | 理事 | | ○ | | | | | | | 平成20年4月1日就任 |
| 北尾 芳信 | | 理事 | | ○ | | | | | | | 平成30年5月26日就任 |
| 小出 伸子 | | 理事 | | ○ | | | | | | | 平成30年5月26日就任 |
| 井上 馨 | | 監事 | | ○ | | | | | | | 平成23年5月28日就任 令和4年5月25日退任 |
| 平野 朗 | | 監事 | | ○ | | | | | | | 令和3年10月5日就任 |

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

| 法人名 | 特定非営利活動法人LaMano | | |
|---------|-----------------------------------|-------|------|
| 伝票又は帳簿名 | 左の帳簿等の形態 | 記帳の時期 | 保存期間 |
| 総勘定元帳 | 会計ソフト(弥生会計)使用 ルーズリーフ | 月1回 | 7年 |
| 仕訳日記帳 | 会計ソフト(弥生会計)使用 ルーズリーフ | 月1回 | 7年 |
| 現金出納帳 | PC管理(Excel使用) ルーズリーフ | 都度 | 7年 |
| 棚卸資産台帳 | (Excel使用) ルーズリーフ | 年1回 | 7年 |
| 固定資産台帳 | 固定資産管理ソフト(魔法陣)使用 ルーズリーフ | 年1回 | 7年 |
| 給与台帳 | 給与計算ソフト「給与応援 R4Lite」 使用 ルーズリーフ | 月1回 | 7年 |
| | | | |
| | | | |

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

| | | |
|-----|-----------------|-------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人LaMano | チェック欄 |
|-----|-----------------|-------|

4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

✓

イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

| 項 目 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | 申請時 |
|--|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動 | 有・ 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動 | 有・ 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動 | 有・ 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |

ロ

| 項 目 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | 申請時 |
|--|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無 | 有・ 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無 | 有・ 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無 | 有・ 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無 | 有・ 無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

| | | |
|--|---|---|
| 法人名 | 特定非営利活動法人LaMano | チェック欄 |
| 5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること | | ✓ |
| イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類 | | |
| 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。 | | 同意 <input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない |
| イ | ① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの | |
| ロ | 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 | |
| ハ | 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 | |
| ニ | 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 | |
| ホ | 次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日 | |
| ヘ | 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し | |

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

| | |
|-----|-----------------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人LaMano |
|-----|-----------------|

認定基準等チェック表 (第6表)

| | | | | | |
|---|-------|-----|-----|-----|-----|
| 6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること | チェック欄 | | | | |
| 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無 | | | | | |
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
| 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |

認定基準等チェック表 (第7表)

| | | | | | | |
|--|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと | チェック欄 | | | | | |
| 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無 | | | | | | |
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | 申請時 |
| 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。 | | | | | | |

認定基準等チェック表 (第8表)

| | | | |
|---|----------|-------|----------|
| 8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること | チェック欄 | | |
| 事業年度 | 月 日～ 月 日 | 設立年月日 | 平成 年 月 日 |

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

| | | |
|--|-----------------|-------|
| 法人名 | 特定非営利活動法人LaMano | チェック欄 |
| 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 | | ✓ |

| | | |
|---|---|---------------------------------------|
| 1 | 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 | |
| イ | 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |
| ロ | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |
| ハ | 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |
| ニ | 暴力団の構成員等の有無 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |

| | | |
|---|-----------------------------------|--|
| 2 | 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 | はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ |
|---|-----------------------------------|--|

| | | |
|---|---------------------------|--|
| 3 | 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 | はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ |
|---|---------------------------|--|

| | | |
|------|--|--|
| 4 | 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 | はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ |
| 添付書類 | 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要 | |

| | | |
|---|---|--|
| 5 | 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 | はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ |
|---|---|--|

| | | |
|---|------------------------|--|
| 6 | 次のいずれかに該当する法人 | |
| イ | 暴力団 | はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ |
| ロ | 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 | はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ |